

## 第20号議案

### 平成26年度芦屋市一般会計予算

平成26年度芦屋市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ42,900,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成26年2月18日提出

芦屋市長 山中 健

# 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

款	項	金 額
		千円
01 市税		21,351,834
	01 市民税	12,176,729
	02 固定資産税	7,071,032
	03 軽自動車税	28,009
	04 市たばこ税	298,634
	08 事業所税	41,869
	10 都市計画税	1,735,561
02 地方譲与税		164,000
	01 地方揮発油譲与税	47,000
	02 自動車重量譲与税	117,000
03 利子割交付金		81,000
	03 利子割交付金	81,000
04 配当割交付金		205,000
	04 配当割交付金	205,000
05 株式等譲渡所得割交付金		30,000
	05 株式等譲渡所得割交付金	30,000
06 地方消費税交付金		775,288
	06 地方消費税交付金	775,288
07 ゴルフ場利用税交付金		3,000
	07 ゴルフ場利用税交付金	3,000
09 自動車取得税交付金		27,000
	09 自動車取得税交付金	27,000
10 地方特例交付金		45,000
	10 地方特例交付金	45,000
11 地方交付税		2,170,000
	11 地方交付税	2,170,000
12 交通安全対策特別交付金		17,000
	12 交通安全対策特別交付金	17,000
20 分担金及び負担金		1,015,415

款	項	金額
		千円
	01 分担金	1,491
	02 負担金	1,013,924
21 使用料及び手数料		1,310,621
	01 使用料	1,116,607
	02 手数料	194,014
22 国庫支出金		3,730,587
	01 国庫負担金	2,901,331
	02 国庫補助金	811,240
	03 国庫委託金	18,016
23 県支出金		1,626,298
	01 県負担金	1,011,304
	02 県補助金	429,569
	03 県委託金	185,425
24 財産収入		1,164,457
	01 財産運用収入	54,779
	02 財産売払収入	1,109,678
25 寄附金		138,895
	25 寄附金	138,895
26 繰入金		5,281,482
	01 基金繰入金	4,977,482
	02 他会計繰入金	304,000
27 繰越金		1
	27 繰越金	1
28 諸収入		965,522
	01 預金利子	500
	02 延滞金, 加算金及び過料	20,600
	03 貸付金元利収入	81,216
	04 公営企業貸付金元利収入	268,685
	20 雑入	594,521
29 市債		2,797,600
	29 市債	2,797,600
歳 入 合 計		42,900,000

歳 出

款	項	金 額
01 議会費		千円 408,124
	01 議会費	408,124
02 総務費		5,102,961
	01 総務管理費	4,368,281
	02 徴税費	455,734
	03 戸籍住民基本台帳費	188,305
	04 選挙費	46,053
	05 統計調査費	13,861
	06 監査委員費	30,727
03 民生費		12,193,003
	01 社会福祉費	4,854,744
	02 老人福祉費	1,668,349
	03 児童福祉費	4,309,624
	04 生活保護費	1,349,344
	05 災害救助費	10,942
04 衛生費		3,529,670
	01 保健衛生費	1,900,212
	02 清掃費	1,497,585
	03 上水道費	131,873
05 労働費		21,823
	02 労働諸費	21,823
06 農林水産業費		24,448
	06 農林水産業費	24,448
07 商工費		120,935
	07 商工費	120,935
08 土木費		4,601,683
	01 土木管理費	93,701
	02 道路橋梁費	823,621
	04 都市計画費	2,994,677
	05 住宅費	689,684

款	項	金額
09 消防費		千円 1,235,504
	09 消防費	1,235,504
10 教育費		4,576,523
	01 教育総務費	955,640
	02 小学校費	703,606
	03 中学校費	649,947
	05 幼稚園費	831,161
	06 社会教育費	921,870
	07 保健体育費	514,299
11 災害復旧費		5,000
	01 公共施設災害復旧費	5,000
12 公債費		8,536,959
	12 公債費	8,536,959
13 諸支出金		2,503,367
	01 普通財産取得費	2,503,367
30 予備費		40,000
	30 予備費	40,000
歳 出 合 計		42,900,000

第2表 継続費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
			千円		千円
08土木費	02道路橋梁費	開森橋架替工事	222,000	平成26年度	105,000
				平成27年度	101,000
				平成28年度	16,000

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
庁舎等整備事業	692,100	普通貸借又は証券発行の方法により、国又は銀行その他から借入れる。	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの日から据置期間を含め、30年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。なお、借入先の融通条件に変更のあるときはその融通条件に従う。ただし、財政の都合その他によっては、定額以上を償還し、又は左記利率の範囲内で借換えすることができる。
清掃施設整備事業	63,000			
道路橋梁整備事業	56,500			
消防防災施設整備事業	17,800			
小学校施設整備事業	112,200			
中学校施設整備事業	343,700			
幼稚園施設整備事業	112,300			
臨時財政対策債	1,400,000			